

株式会社市民風力発電「石狩コミュニティウインドファーム事業環境
影響評価書」に係る確定通知について

平成 29 年 3 月 3 日
経 済 産 業 省

当省は、株式会社市民風力発電「石狩コミュニティウインドファーム事業環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第 46 条第 17 第 2 項の規定に基づき、本日、株式会社市民風力発電に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第 46 条の 18 第 1 項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社市民風力発電は、同条第 2 項の規定に基づき、北海道知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第 27 条の規定に基づき公告及び縦覧（1 か月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

環境影響評価方法書に対する 経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成 24 年 11 月 30 日
環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	平成 27 年 5 月 13 日
環境影響評価準備書に対する 経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成 27 年 12 月 18 日
環 境 影 響 評 価 書 受 理	平成 29 年 2 月 15 日
環 境 影 響 評 価 書 確 定 通 知	平成 29 年 3 月 3 日

※ 本事業は、平成 24 年 10 月に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 340 号）の施行に伴う経過措置の適用を受け、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づき、環境影響評価方法書に対する経済産業大臣の勧告以降の手続きを実施している。

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀
電話 03-3501-1742（直通）